

令和 7 年 5 月臨時会

総務委員会資料

(総 務 部)

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) 附 則 1～3 (略) 4 平成21年6月から令和7年12月までの間に支給する特別職の職員の期末手当の額は、第7条および附則第6項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 5 (略) 6 平成21年12月1日から令和8年3月31日までの間に支給する特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。 7および8 (略)	第1条～第8条 (略) 附 則 1～3 (略) 4 平成21年6月から令和6年12月までの間に支給する特別職の職員の期末手当の額は、第7条および附則第6項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。 5 (略) 6 平成21年12月1日から令和7年4月30日までの間に支給する特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。 7および8 (略)

議案第70号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) 附 則 1 および2 (略) (期末手当に関する特例措置) 3 平成21年6月から令和7年12月までの間に支給する教育長の期末手当の額は、第4条および附則第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。 4 (略) (給料月額に関する特例措置) 5 平成21年12月1日から令和8年3月31日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。 6 (略)	第1条～第8条 (略) 附 則 1 および2 (略) (期末手当に関する特例措置) 3 平成21年6月から令和6年12月までの間に支給する教育長の期末手当の額は、第4条および附則第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。 4 (略) (給料月額に関する特例措置) 5 平成21年12月1日から令和7年4月30日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。 6 (略)